3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市 北見市	札幌市　釧路市 網走市	函館市	青森市　盛岡市 秋田市 山形市　長野市 松本市	
三〇、六三一円	二七、一二五円	二六、一七三円	二〇、六六九円	

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十一円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千六十九円を、それぞれ支弁する。

5　〔略〕

第七条の二　前条第二項及び第三項の規定は、認可事業者が、依存性薬物に対する依存がある被保護者に対し委託を受けて当該依存からの回復に重点を置いた法第八十五条第一項本文の規定に基づく措置を行うため、その回復に関する専門的知識を有する職員（以下「薬物専門職員」という。）を当該措置を行う施設として法務大臣が指定する施設（以下「重点施設」という。）に配置したときに準用する。この場合において、前条第二項中「福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）」とあるのは「薬物専門職員」と、「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「福祉職員」とあるのは「薬物専門職員」と、同条第三項中「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「前項」とあるのは「次条第一項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十一円を支弁する。

3　〔略〕

（宿泊場所を供与しないで行う措置の委託）

第十五条　更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に対して、宿泊場所を供与しないで行う措置を委託する場合における費用の支弁については、次条から第十九条までに定めるところによる。

（薬物依存回復プログラム費）

第十八条　法第八十五条第一項に規定する生活指導として行う依存性薬物に対する依存を改善するための回復プログラムの措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百七十三円とする。

（生活相談支援費）

第十九条　更生保護施設退所後の生活相談支援として行う第三条各号に掲げる措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十六円とする。

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市 北見市	札幌市　釧路市 網走市	函館市	青森市　盛岡市 秋田市 山形市　長野市 松本市	
三〇、五七〇円	二七、〇七〇円	二六、一二〇円	二〇、六二七円	

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百四十六円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千六十八円を、それぞれ支弁する。

5　〔略〕

第七条の二　前条第二項及び第三項の規定は、認可事業者が、規制薬物等に対する依存がある被保護者に対し委託を受けて当該依存からの回復に重点を置いた法第八十五条第一項本文の規定に基づく措置を行うため、その回復に関する専門的知識を有する職員（以下「薬物専門職員」という。）を当該措置を行う施設として法務大臣が指定する施設（以下「重点施設」という。）に配置したときに準用する。この場合において、前条第二項中「福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）」とあるのは「薬物専門職員」と、「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「福祉職員」とあるのは「薬物専門職員」と、同条第三項中「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「前項」とあるのは「次条第一項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百四十六円を支弁する。

3　〔略〕

（宿泊場所を供与しないで行う措置の委託）

第十五条　更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に対して、宿泊場所を供与しないで行う措置を委託する場合における費用の支弁については、次条及び第十七条に定めるところによる。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕